愛三工業株式会社
と
テイケイ気化器株式会社
の間の株式交換に関する

会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に規定する書類

（株式交換完全親会社の事前開示事項）

2026 年 5 月 19 日
愛三工業株式会社

株式交換完全親会社の事前開示事項

愛知県大府市共和町一丁目１番地の１
愛三工業株式会社
代表取締役　中根　徹

愛三工業株式会社（以下「当社」といいます。）は、2026 年３月 30 日に、テイケイ気化器株式会社（住所：愛知県豊田市寿町五丁目 10 番地。以下「株式交換完全子会社」といいます。）との間で株式交換契約書（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結し、2026 年７月１日を効力発生日として、本株式交換契約に基づき株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決定いたしました。

本株式交換に関する会社法第794条第１項及び会社法施行規則第193条に定める事前開示事項は、次の事前開示事項一覧のとおりであります。

事前開示事項一覧

１．株式交換契約の内容（会社法第794条第１項）

別紙１をご参照ください。

２．株式交換対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第１号）

(1)対価の相当性

①本株式交換に係る割当ての内容

	愛三工業株式会社 （株式交換完全親会社）	テイケイ気化器株式会社 （株式交換完全子会社）
本株式交換に係る割当比率	1	6.12
本株式交換により交付する株式数	普通株式 121,176 株（予定）	

（※１）株式の割当比率

株式交換完全子会社の普通株式１株に対して、当社の普通株式6.12株を割当て交付いたします。ただし、当社が保有する株式交換完全子会社の株式については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、上記の本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議の上、変更することがあります。

（※２）本株式交換により交付する株式

本株式交換に伴う当社株式の交付にあたっては、当社が保有する自己株式を充当する予定であり、新株の発行は行わない予定です。なお、株式交換完全子会社は、本株式交換により当社が株式交換完全子会社の発行済株式（ただし、当社が有する株式交換完全子会社の株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）において株式交換完全子会社が保有する自己株式（本株式交換に関する会社法第785条第１項に基づく反対株主の株式買取請求に応じて取得する株式を含みます。）

の全部を、基準時をもって消却する予定です。本株式交換によって交付する株式数は、株式交換完全子会社の自己株式の取得、消却等の理由により、今後変動する可能性があります。

（※３）１株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、当社の普通株式１株に満たない端数の割当交付を受けることとなる株式交換完全子会社の株主の皆様に対しては、会社法第 234 条その他の関連法令の定めに従い、その端数の合計数（その合計数に１に満たない端数がある場合は切り捨てるものとします。）に相当する当社の株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて交付いたします。

②本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

当社は、本株式交換に用いられる本株式交換比率の算定にあたり、公平性・妥当性を確保するため、当社及び株式交換完全子会社から独立した第三者機関である名南 M&A 株式会社（以下「名南 M&A」といいます。）を選定し、名南 M&A に対して当社及び株式交換完全子会社の株式交換比率の算定を依頼しました。名南 M&A は、上場会社である当社の株式価値については、当社株式が金融商品取引所に上場しており市場株価が存在することから、客観性及び説明可能性の観点から最も適切であると判断した市場株価法を用いて算定を行いました。

市場株価法においては、客観性が高い一方で短期的な市場変動の影響を受ける可能性があることから、当該影響を考慮し、2025 年 12 月 31 日を算定基準日として、東京証券取引所プライム市場における算定基準日の株価終値、算定基準日までの１か月間、３か月間及び６か月間における各期間の終値単純平均値を採用しております。これにより算定された当社の普通株式の１株当たり株式価値は以下のとおりです。

算定方法	算定結果
市場株価法	1,983 円～2,235 円

また、非上場会社である株式交換完全子会社の株式価値については、株式交換完全子会社の事業内容、収益力及び将来の成長性等を適切に反映させる観点から、ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF 法」といいます。）を主要な算定方法として採用しました。さらに、評価の客観性及び妥当性を補完する観点から、株式交換完全子会社と事業内容、規模及び収益性等が類似すると考えられる上場会社の市場

評価を参照するため、類似会社比較法（EV/EBIT 倍率・EV/EBITDA 倍率）を補助的に用いて参考算定を行いました。これにより算定された株式交換完全子会社の普通株式の１株当たり株式価値は以下のとおりです。なお、DCF 法による算定は、株式交換完全子会社作成の 2026 年３月期(業績見込み)から 2031 年３月期の事業計画を前提に行っておりますが、この間に大幅な増減益を見込んでおりません。

算定方法	算定結果
DCF 法	12,312 円～13,340 円

上記より当社の普通株式１株当たりの株式価値を１とした場合の株式交換比率の算定結果は以下のとおりとなります。

算定方法		株式交換比率の算定結果
当社	株式交換完全子会社	
市場株価法	DCF 法	5.51～6.73

当社及び株式交換完全子会社は上記の株式交換比率の算定結果を参考に、株式交換完全子会社の財務の状況、資産の状況、将来の事業活動の見通し等の要因を総合的に勘案し、当事者間で慎重に交渉・協議を行ったうえ、本株式交換比率が、両社の株主にとって不利益なものでなく、妥当であるとの判断に至り合意しました。

(2)資本金及び準備金

当社は本株式交換にあたり、資本金、資本準備金及び利益準備金の額を増加させないこととしており相当であると判断しております。

３．新株予約権の定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第２号）

株式交換完全子会社は新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

４．株式交換完全子会社についての事項

(1)株式交換完全子会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法施行規則第193条第３号イ）

別紙２をご参照ください。

(2)株式交換完全子会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容（会社法施行規則第193条第３号ロ）

該当事項はありません。

(3)株式交換完全子会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第193条第３号ハ）

該当事項はありません。

５．当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第193条第４号イ）

該当事項はありません。

６．株式交換の効力発生日以後における株式交換完全親会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第193条第５号）

会社法第799条第１項の規定により、本株式交換について異議を述べることができる債権者はいないため、該当事項はありません。

７．株式交換契約備置開始日後株式交換が効力を生ずる日までの間に、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項（会社法施行規則第193条第６号）

2026年6月3日に開催された株式交換完全子会社の定時株主総会において、2026年3月期に係る計算書類が承認され、株式交換完全子会社の最終事業年度が更新されましたので、別紙２の内容を変更しております。

以上

別紙 1

株式交換契約書

愛三工業株式会社（以下「甲」という。）及びテイケイ気化器株式会社（以下「乙」という。）は、2026 年 3 月 30 日（以下「本締結日」という。）付で、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（株式交換）

甲及び乙は、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本件株式交換」という。）を行い、甲は、乙の発行済株式の全部を取得する。

第 2 条（甲及び乙の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

(1) 甲（株式交換完全親会社）

商号：愛三工業株式会社

住所：愛知県大府市共和町一丁目 1 番地の 1

(2) 乙（株式交換完全子会社）

商号：テイケイ気化器株式会社

住所：愛知県豊田市寿町五丁目 10 番地

第 3 条（株式交換に際して交付する株式の数及び割当数）

1. 甲は、本件株式交換に際して、本件株式交換が効力を生ずる時点の直前時の乙の株主名簿に記載又は記録された乙の株主（ただし、甲を除く。以下「本件割当対象株主」という。）に対し、乙の株式に代わり、その保有する乙の株式の合計数に 6.12 を乗じた数の甲の株式を交付する。
2. 甲は、本件株式交換に際して、本件割当対象株主に対し、その保有する乙の株式 1 株につき、甲の株式 6.12 株の割合をもって割り当てる。
3. 前二項の規定に従い、甲が本件割当対象株主に対して交付する甲の株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、甲は、会社法第 234 条その他の関連法令の規定に従い処理する。

第 4 条（甲の資本金及び準備金）

甲は、本件株式交換により、資本金の額及び準備金の額を増加しないものとする。

第 5 条（効力発生日）

本件株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2026 年 7 月 1

日とする。ただし、本件株式交換の手続の進行に応じ、必要があるときは、甲及び乙で協議の上、書面により合意することで、これを変更することができる。

第 6 条（承認決議）

1. 甲は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定に基づき、本契約について同法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ないで本件株式交換を行う。
2. 乙は、効力発生日の前日までに、株主総会を開催し、当該株主総会において、本契約の承認その他本件株式交換に必要な事項に関する決議を取得する。

第 7 条（誓約事項）

乙は、本契約に明示的に定められている事項及び甲が事前に書面で同意した事項を除き、本締結日から効力発生日に至るまでの間において、本契約の締結前と実質的に同様の態様によりかつ通常の業務の範囲内でのみ、善良な管理者の注意をもってその事業を遂行するものとする。

第 8 条（本件株式交換の条件の変更及び本契約の解除）

本締結日から効力発生日に至るまでの間において、甲又は乙の財産若しくは経営状態又は権利義務に重大な変動が生じた場合、本件株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は、協議し書面による合意の上、本件株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本件株式交換を中止し若しくは本契約を解除することができる。

第 9 条（本契約の効力）

本契約は、①甲において、会社法第 796 条第 3 項の規定により本契約について甲の株主総会による承認が必要となった場合、②乙において、本効力発生日の前日までに本契約について乙の株主総会の承認が得られない場合、又は③前条に従い本件株式交換が中止され、若しくは本契約が解除された場合には、その効力を失う。

第 10 条（協議）

本契約に定めのない事項及び本契約の解釈について疑義が生じた場合には、甲及び乙は、相互に誠意をもって協議し解決を図るものとする。

（以下余白）

以上、本契約の成立を証するため、本書 2 通又は電磁的記録を作成し、本書 2 通を作成する場合は甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有し、電磁的記録を作成する場合は甲乙各自電子署名を行い、甲乙各自がその電磁的記録を保管する。なお、電磁的記録を作成する場合、電子データである本契約書ファイルを原本とし、同ファイルを印刷した文書はその写しとする。

2026 年 3 月 30 日

甲：

愛知県大府市共和町一丁目 1 番地の 1
愛三工業株式会社
代表取締役副社長　中根　徹

乙：

愛知県豊田市寿町五丁目 10 番地
テイケイ気化器株式会社
代表取締役社長　小澤　謙二

別紙２

テイケイ気化器株式会社
最終事業年度の末日における計算書類等

事　業　報　告

2025 年 ４月　１日 から
2026 年 ３月３１日 まで

株主の皆様には、ますますご清栄のこととお喜び申しあげます。

当社第 89 期(2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで)の事業の概要につきましてご報告申しあげます。

当期の経済環境は、雇用・所得環境の改善を背景に景気は緩やかな回復基調で推移した一方、中東地域をはじめとする国際情勢の不安定化によるエネルギー価格の高止まりや、原材料価格の上昇、為替動向および海外経済の不確実性などにより、依然として先行き不透明な状況が続きました。

このような環境のもと、当社では、既存製品を含む各製品の受注が堅調に推移するとともに、汎用機用キャブレタの増産要請を受け、生産体制の強化を進め、売上の拡大を図ってまいりました。また、原材料価格や労務費の上昇に対しては、生産性向上や省人化による原価改善、価格改定の実施などにより、収益性の確保に努めてまいりました。

その結果、当期の売上高につきましては、四輪車用製品は前期比 8.4％の増収、
船外機用キャブレタは、前期比 6.3％の増収、汎用機用キャブレタは前期比 31.9％の増収となり、全体の売上高は 77 億 27 百万円と前期に比べ 12.1％の増収となりました。
また、損益につきましては営業利益 200 百万円、経常利益は 228 百万円、
当期純利益 128 百万円を計上することができました。

一方で、今後の事業環境における不透明要因を踏まえ、財務の健全性確保を優先することとし、誠に遺憾ではございますが、当期につきましては配当を見送らせていただくことといたしました。

今後につきましては、中東情勢の緊迫化による原油価格の上昇や物流停滞など、部品・資材調達面でのリスクが高まることが予想されます。当社といたしましては、外部環境の変化を的確に捉え、お客様にご満足いただけるものづくりを基本として、持続的な成長と企業価値の向上に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続きご支援を賜りますようお願い申しあげます。

以　上

貸　借　対　照　表

(2026年 3月31日現在)

借方		貸方	
科目	金額	科目	金額
(資産の部)	千円	(負債の部)	千円
流動資産	**2,471,458**	**流動負債**	**2,538,158**
現金預金	899,265	支払手形	0
受取手形	0	電子記録債務	0
電子記録債権	0	買掛金	920,595
売掛金	826,316	短期借入金	1,200,000
製品	131,074	1年内返済予定長期借入金	0
原材料	223,964	リース債務	17,363
仕掛品	177,395	未払法人税等・未払消費税等	73,166
貯蔵品	128,303	未払費用	304,658
その他	4,145	役員賞与引当金	14,800
貸倒引当金	△3,091	製品保証引当金	3,000
		その他	4,574
固定資産	**1,498,110**	**固定負債**	**457,333**
有形固定資産	**1,026,241**	長期借入金	0
建物	83,170	退職給付引当金	368,686
構築物	16,404	役員退職慰労引当金	14,141
機械装置及び運搬具	767,364	リース債務	74,504
車両運搬具	0	**負債計**	**2,995,491**
工具器具備品	52,720	(純資産の部)	
土地	594	**株主資本**	**880,695**
リース資産	18,932	**資本金**	**72,000**
建設仮勘定	87,055	**資本剰余金**	**189,440**
無形固定資産	**23,218**	資本準備金	189,440
借地権	4,029	**利益剰余金**	**619,255**
ソフトウェア	19,189	利益準備金	18,000
投資その他の資産	**448,650**	別途積立金	10,000
投資有価証券	181,995	繰越利益剰余金	601,255
出資金	131,401	**評価・換算差額等**	**93,382**
繰延税金資産	134,186	その他有価証券評価差額金	93,382
その他	1,066	**純資産計**	**974,077**
合計	**3,969,568**	**合計**	**3,969,568**

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示してあります。

損　益　計　算　書

2025年 4月　1日から
2026年 3月31日まで

科　　目	金　　額	
	千円	千円
売　　上　　高		7,727,055
営　業　費　用		
売　上　原　価	7,098,012	
販売費及び一般管理費	428,310	7,526,323
営 業 利 益		200,732
営 業 外 収 益		
受取利息配当金	32,970	
その他の営業外収益	3,015	35,985
営 業 外 費 用		
支　払　利　息	6,858	
その他の営業外費用	1,777	8,635
経 常 利 益		228,082
特 別 利 益		
特 別 損 失		
税引前当期純利益		
法人税、住民税及び事業税		99,000
法人税等調整額		699
当 期 純 利 益		128,382

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示してあります。

株主資本等変動計算書

2025年 4月　1日から

2026年 3月31日まで

(単位:千円)

項目	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			
		資本準備金	利益準備金	別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計
2025年 4月 1日残高	72,000	189,440	18,000	10,000	538,473	566,473
当期変動額						
別途積立金の取崩し						
剰余金の配当					△75,600	△75,600
当期純利益					128,382	128,382
有価証券評価差額金						
当期変動額合計	0	0	0	0	52,782	52,782
2026年 3月31日残高	72,000	189,440	18,000	10,000	591,255	619,255

項目	株主資本合計	評価・換算差額等	純資産合計
		有価証券評価差額金	
2025年 4月 1日残高	827,913	84,151	912,064
当期変動額			
別途積立金の取崩し			
剰余金の配当	△75,600		△75,600
当期純利益	128,382		128,382
有価証券評価差額金		9,231	9,231
当期変動額合計	52,782	9,231	62,013
2026年 3月31日残高	880,695	93,382	974,077

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示してあります。

個 別 注 記 表

2025 年 4 月　1 日から
2026 年 3 月 31 日まで

Ⅰ.重要な会計方針に係る事項

この計算書類は、日本公認会計士協会の「中小企業の会計に関する指針」によって作成しております。

1.資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

ア. 時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理）

イ. 時価のないもの

移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品・仕掛品・貯蔵品・原材料　　総平均法による原価法

2.固定資産の減価償却の方法

有形固定資産	法人税法の規定による定率法を採用しております。 ただし、２００８年４月１日以降に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに２０１６年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。
無形固定資産	法人税法の規定による定額法を採用しております。
リース資産	リース期間を耐用年数とし､残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権について法人税法の規定による法定繰入率により計上するほか、個々の債権の回収可能性を勘案して計上しております。	
役員賞与引当金	役員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を繰入計上しております。	
退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当社規定に基づく期末要支給額を繰入計上しております。	
役員退職慰労引当金	役員の退職慰労金の支出に備えるため、当社内規に基づく期末要支給額を繰入計上しております。	
製品保証引当金	一般クレーム	過去の実績より発生見込額を繰入計上しております。
	特別クレーム	その支出額を将来に渡り見積り、引当金に計上し、実際に支出した額を取り崩しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要事項

①消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

Ⅱ.貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	3,７９０,９６４千円

Ⅲ.損益計算書に関する注記

1. 当期に計上した貸倒損失の額	０千円
2. 当期に計上した特別利益の額	０千円

Ⅳ.株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当該事業年度の末日における発行済株式の数	１４４､０００株
2. 当該事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項	該当事項はありません
3. 期末日後に行う剰余金の配当に関する事項	該当事項はありません

Ⅴ.重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません

以　上

監査役の監査報告書　謄本

監 査 報 告 書

2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までの第 89 期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な書類等を閲覧するほか、原則として取締役会の都度、工場及び主要工程を監査し、指摘事項の改善状況をフォローするなど、業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。以上の方法に基づき当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告の監査結果

一　事業報告は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2026 年　5 月 13 日

テイケイ気化器株式会社

監　査　役　　野村 得之　　㊞

以　上